

市長説明要旨

－ 令和2年12月市議会定例会 －

四万十市

本日、議員の皆さんのご出席をいただき、12月の市議会定例会が開会できますことをお礼申し上げます。

【提出議案】

今期定例会にお願いします議案は、予算議案として「令和2年度四万十市一般会計補正予算」など5件、条例議案として「四万十市新型コロナウイルス感染症対策利子及び信用保証料補給基金条例」など5件、その他の議案として「辺地総合整備計画の変更について」など44件で、合計54件となっております。

なお、「監査委員の選任について」の1件を、後日追加提案させていただきますので、よろしく申し上げます。

提出議案の詳細については後程、副市長からご説明しますので、私からは来年度の予算編成の考え方並びに9月定例会以降における主な取り組みについてご報告いたします。

【令和3年度予算編成方針】

はじめに、令和3年度の予算編成方針について申し上げます。

国は、新型コロナウイルス感染症拡大による経済への影響は甚大であり、これまで経験したことのない、正に国難というべき局面に直面し、日本経済は極めて厳しい状況にあるとし、本年9月の月例経済報告における景気認識を示す基調判断では、「先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げてい

くなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」としています。

こうした中、「経済財政運営と改革の基本方針2020」においては、感染症拡大を踏まえた当面の経済財政運営として、休業者や離職者をはじめ国民の雇用を守り抜くことを最優先とし、決してデフレに戻さない決意をもって経済運営を行い、あわせて、「新たな日常」の実現に向けた動きを加速し、必要に応じて、臨機応変に、かつ時期を逸することなく対応するとしています。

本市の財政状況は、財源調整のため平成29年度から2年連続で減債基金を取り崩しましたが、令和元年度一般会計決算では、実質収支が約1億9千万円の黒字となりました。歳入では、市税が約36億5千万円と前年とほぼ同額で、地方交付税が約78億1千万円で前年度に比べ約1億6千万円の増となり、自主財源の割合は、29.7%で前年度より0.2ポイント増加しているものの、地方交付税などの財源に依存する構造に変わりはなく、歳出は、義務的経費が約95億円で前年度に比べ約8千万円の減となったものの、投資的経費が約25億7千万円で前年度に比べ約1億3千万円の増、その他の経費が約92億2千万円で前年度に比べ約4億7千万円の増となっています。

今後の財政収支見通しについては、新型コロナウイルス感染症の影響による市税の大幅な落ち込みが、今後、数年間は続く見込まれ

るとともに、国税の減収に伴う地方交付税の減額など歳入面において非常に厳しい状況が予想されます。

また、歳出面においても感染症対応の新たな行政需要とともに、引き続き社会保障関係経費の負担は大きく、大型事業の本格化などとあいまって、令和3年度の財政収支見通しでは、約3億円の収支不足が見込まれ、市財政の環境は引き続き厳しい状況にあります。

このような厳しい状況下ですが、安全・安心な市民生活、市民サービスの質の確保を最優先としつつ、地域経済の浮揚と「新たな日常」を通じた質の高い経済社会の実現に向け、社会変化を確実にとらえ、迅速かつ着実に施策を展開していく必要があります。

令和3年度の予算編成においては、総合計画に掲げる市の将来像である「人が輝き、夢が生まれる 悠久と躍動のまち四万十市」を実現するため、次の4点の基本方針に沿って取り組むこととしますが、来年度は5月が市長の改選期にあたることから、義務的経費、経常的経費、継続事業を中心とした骨格予算の編成とし、新規の政策的経費については、6月補正予算において肉付け予算として計上することとします。ただし、新規の政策的経費であっても、早急な対応を要する事業や年度当初から実施が必要な事業等は、市民生活に影響が生じないように当初予算で措置するよう考えております。

まず、基本方針の1点目は「総合計画」と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に沿った施策の推進です。

「四万十市総合計画」に掲げる市の将来像の実現に向けて、次の6

つの基本目標を意識した予算編成に取り組みます。

- (1) 自然と共生した安心で快適なまちづくり
- (2) にぎわいと住みやすさのあるまちづくり
- (3) 地域資源を活かした産業の力みなぎるまちづくり
- (4) 豊かな心と学びを育むまちづくり
- (5) 健やかで笑顔のある支えあいのまちづくり
- (6) 協働で築く地域力のあるまちづくり

また、この基本目標に基づき策定しました後期基本計画に沿った施策の構築を図るとともに、総合計画のリーディング施策として位置づけた第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる施策・事業について、“「新たな日常」が実現される地方創生”の視点を加え、効率的な推進に取り組みます。

2点目は「施策の厳選と重点化」です。

厳しい財政状況下ですが、市民の生活を守り抜くことを最優先としつつ、経済対策及び「新たな日常」の実現に係る施策を始め、緊急性と事業効果の高い施策へ優先的・積極的に財源を配分します。

そのため、事業の緊急性、事業効果を見極めたうえで、優先順位を厳格に定め、不急の新規事業については実施時期を見送るとともに、既存の事務・事業の廃止、見直し、合理化、効率化に努めます。

3点目は「公共施設の適正な管理」です。

平成28年度に策定した「四万十市公共施設等総合管理計画」の基本方針並びに施設ごとに、より具体的管理方針を示した「個別施設管

理計画」に基づき、適切な維持管理に努めるとともに、施設の改修費用、維持管理コスト、利用状況等を考慮し、施設の統合・廃止を含めた見直しに取り組みます。

4点目は「持続可能な財政基盤の確立」です。

新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい財政環境が、今後、長期化することが懸念されます。そうした中、健全で持続可能な財政基盤を確立するためには、不断の行財政改革が必要です。「第2次行政改革大綱」に掲げる4つの重点項目を常に意識し、歳入の確保・歳出の抑制に積極的に取り組みます。

【新型コロナウイルス感染症対策】

続いて新型コロナウイルス感染症対策についてです。

現在、都市部を中心として全国的に感染拡大が認められ、第3波を迎えたといわれています。

県内におきましても、11月末から感染者が急増しており、12月2日には県より、「県下全域で警戒を要する」との感染症対応の目安が発表されました。ここ数日は一日あたりの感染者数が最多を更新するなど、12月6日時点で233例目が確認されております。

幡多福祉保健所管内においては、これまで4カ月以上、感染者が確認されておりましたが、12月5日に2名が、6日には3名が確認されるなど、幡多地域にも感染が拡大しております。

現在、幡多福祉保健所により濃厚接触者の調査が進められており、

濃厚接触者の陰性が確認されるまでは予断を許さない状況が続いていくと考えられます。

今後は幡多福祉保健所等にも感染予防にかかる技術的助言をいただきながら、3密の回避や手洗い等、基本的な感染予防対策の継続とあわせて、市民啓発を続けてまいります。

また、新型コロナウイルスの感染拡大に備え、県の実施する感染者対応に関して、幡多福祉保健所管内の宿泊施設に感染者を収容した場合の職員協力派遣や、幡多福祉保健所での相談対応等における保健師の協力派遣といった要請に、市としても協力の準備を進めているところです。

【検査協力医療機関の指定】

次に、市民病院及び西土佐診療所の「検査協力医療機関」の指定についてです。

新型コロナウイルス感染症が全国的に拡大が続いている中、季節性インフルエンザとの同時流行も懸念されています。

そのような中、新型コロナウイルス感染症の疑いのある場合は、これまで「新型コロナウイルス健康相談センター」を通じてPCR検査を受けることとなっておりましたが、検査体制の充実のため、現在では県指定となる「検査協力医療機関」からも民間検査会社へ直接検査依頼をすることができるようになっております。

市としましても、医師や医療従事者の人数、検査場所、検査方法な

ど、協力可能な検査体制を協議、検討した結果、西土佐診療所は10月5日から、市民病院につきましては11月2日から「検査協力医療機関」の指定を受けることとなりましたので、ご報告いたします。

これにより、新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者の検査については、民間を含め市内11の「検査協力医療機関」において医療保険を用いる行政検査として実施され、検査料、判断料等、検査にかかる自己負担部分については、公費で賄われることとなり、患者にとって受診しやすい環境が整ってきているものと考えます。

【新型コロナウイルス感染症にかかる支援事業】

次に、新型コロナウイルス感染症にかかる支援事業についてです。

感染症が本市経済にも大きく影を落とす中、経済活動の持続と回復は喫緊の課題であり、これまで全産業分野に対して「事業持続化応援金」を給付するとともに、街のにぎわい、地域経済の活性化に取り組んできたところです。現在、取り組んでおります経済対策等、支援事業の状況につきましてご報告いたします。

まず、農林水産業に対する支援状況についてです。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた品目を生産する第一次産業者の事業継続を支援する「第1次産業持続化応援金」ですが、広報や関係機関を通じた周知のほか、生産者等へ直接通知するなど、きめ細かな周知を行った結果、農産物72件、畜産物5件、林産物7件、特用林産物1件、水産物3件の合計88件、896万円の執行状

況となっております、「経営の安定と持続化」への力になったものと考えております。

また、今後の新たな生活様式への対応を踏まえた事業継続及び所得確保・増大のための販売促進を支援する「第1次産業販売促進支援事業」の状況ですが、11月末現在で、2件の申請受付のほか、事業内容の詳細について十数件の問い合わせをいただいております。

なお、この事業につきましては、受付期間が本年度末までとなっておりますので、今後も引き続き、ニーズの把握に努め、制度の周知徹底を図ることにより、多くの方に活用いただけるよう取り組むこととしております。

次に、観光・商工分野に対しての支援策についてです。

商店街など市内のにぎわいを創出するために行う活動を支援する「商店街等活性化事業費補助金」につきましては、商店街振興組合が商店街の活性化に向けて取り組んだ「プレミアム付商品券事業」、また、中村料理飲食店組合の実施した、感染対策の推進とテイクアウトの事業のほか、中村商工会議所青年部では、「四万十元気祭（フラフ祭りと花火イベント）」、中村青年会議所の「星空スカイランタン～たいせつな人へメッセージをのせて～」など、21事業、1,735万8千円の補助を決定しております。

様々な団体の方々が、四万十市のにぎわいを創出するため、そして元気で笑顔のまちにするため、知恵を絞り、汗をかき、取り組んでいただいていることは、本当に力強い限りです。

また、将来を見据えて、販売促進に取り組む事業者支援のための「販売力パワーアップ事業費補助金」については、8月17日から申請を受け付けておりますが、これまで、四万十市の特産品を使った新商品開発やHACCP対応商品の開発、ホームページやECサイト構築・宣伝広告など、20件、1,196万7千円の補助決定を行っております。

今回のコロナ過の中でも、市内の多くの事業者の皆さんに、将来を見据えて、社会や市場の変革に対応した販売促進に取り組んでいただいております。

そして、観光客誘致と市内消費を喚起するための「四万十市クーポン事業」につきましては、1月から実施することとして、四万十市観光協会へ業務委託を行い、事業者募集のほか、クーポン券やポスターの作成など準備を進めているところです。

【商店街活性化、にぎわい創出】

次に、商店街の活性化、にぎわいの創出に関する取り組みについてです。

4月に開業した、にぎわい拠点施設「Shimanto + Terrace はれのぼ」では、半年遅れのオープニングイベント「HAPPY SMILE IN HARENOBA」として、フォトコンテストやカツオ人間写真展、音楽祭などが催され、街中に人々を迎え入れ、にぎわいの流れを作るよう取り組んでいただいております。

ます。

また、この拠点施設が、この度、日本空間デザイン賞大規模商業空間部門で銅賞を、そしてグッドデザイン賞を受賞し、12月4日には、市役所にて受賞の報告をうけたところです。「まちの再生のために集まった方々の思いを真摯に汲み取った建築がなされており、魅力的な佇まいである」ということが高く評価されたとのことでした。

世代に関わらず気軽に集い、交流できるコミュニティの場として、商店街の活性化、にぎわい創出に向けて、引き続き連携して取り組んでまいりたいと考えております。

また、北の玄関口である西土佐地域では、10月25日に新型コロナウイルス感染症の影響を受けた地元商店街の活性化を図ろうと、江川崎奈路商店街において「よって！四万十美味しんぼ祭り」を開催しております。イベントでは地元21店舗が自慢の一品を販売し、約1,500名の方にお越しいただき、参加者からは大変好評をいただきました。

また、西土佐商店連盟が主体となり「コロナに負けるな！西土佐アマビエフェス2020」と題して、11月21日のキックオフイベントを皮切りに、年末に向け趣向を凝らした様々なイベントの開催を予定しており、市としても連携し地域商店街を盛り上げてまいります。

今後とも感染症防止と経済活動の両立を図りながら、経済の回復、地域の活性化に向けて、さらに取り組んでまいりますので、よろしく

お願いいたします。

【地域おこし協力隊】

次に、地域おこし協力隊についてです。

地域おこし協力隊につきましては、10月以降、特定の事業に取り組むミッション型の協力隊3名を配置しております。

中村地域におきましては、中心市街地活性化担当、まちなみづくり担当として各1名を配置し、それぞれ中心市街地のにぎわい創出などの中心市街地の抱える課題に関わる協力活動やまちなか景観形成、空き家などの課題に関わる協力活動に取り組んでいます。

また西土佐地域の農業分野の将来を担う人材として、農業振興担当を1名配置し、地域基幹作物の振興に係る活動に取り組んでいるところです。

隊員には、外からの視点を活かした新しい発想やこれまでの経験をもとに、それぞれの活動を支援し、地域の魅力の再発見や元気づくりに貢献してもらうよう期待をしているところです。

【ふるさと応援寄附金】

次に、ふるさと応援寄附金についてです。

年を追うごとに寄附金額が上昇傾向にあり、昨年度は、寄附件数15,577件、寄附金額4億169万8千円となりました。

本年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大や昨年度の制度改正

に伴う駆け込み需要が影響してか、4月、5月につきましては、前年の寄附金額を下回るスタートとなりましたが、6月以降、各月とも前年を上回る寄附の申し込みをいただき、11月末現在で、10,628件、2億814万6千円と、前年同期比で約114%となっております。

この背景としまして、まず、新型コロナウイルス感染症の影響を受けておられる返礼品取扱い事業者に対する支援策として、5月から23事業者の59品の返礼品を「新型コロナウイルス支援品」として登録し、市の公式ホームページやポータルサイトに特設ページを開設のうえ、広く支援をお願いしました。

また、6月からは寄附金の使途に「新型コロナウイルス感染症対策の事業」を加え、全国の皆さんに支援と応援を呼びかけました。

加えて、地場産品のPRと寄附者の選択肢を多くするため、11月末までに123品の返礼品の造成を行ったことや、コロナ禍により、これまでのようなPR活動等ができないことから、メールマガジンの活用や新しくネット広告などに力を入れるなど、寄附金獲得のための取り組みに努めてきたことなどが主な要因と考えます。

今後、寄附件数が増加する年末に向け、さらなる寄附金獲得の取り組みに努め、本市まちづくりの推進に向け、全国の寄附者の方々の気持ちを尊重しながら有効に活用してまいります。

【文化複合施設の整備】

次に、文化複合施設についてです。

実施設計については、9月初旬に市民ワークショップ、10月下旬に建設予定地近隣住民説明会を開催しました。9月4日の「第3回市民ワークショップ」では、28名の参加のもと大・小ホールに焦点を当て、舞台や楽屋、客席などのイメージを紹介するとともに、現在の設計に対するご要望もいただきながら意見交換を行いました。

また、10月26日の「建設予定地近隣住民説明会」は、第一種住居地域への文化複合施設建設に関して、建築基準法の規定に基づく県への許可申請手続きの一環として開催したもので、23名の参加のもと「整備事業の全体計画」や「建築計画の概要」に対するご意見・ご要望を伺いました。

設計業務の進捗としましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりスケジュールに若干の遅れが生じていますので、一部の業務については繰越しをお願いしていますが、令和3年度の本体工事着工に向けた事業全体の工程には影響がなく、これまでと同様に鋭意取り組みを進めてまいります。

一方、ソフト面で取り組んでいる管理運営実施計画の策定については、10月上旬と11月下旬に整備検討委員会を開催しました。

10月2日の第2回整備検討委員会では、「事業の広報活動」や「施設利用・運営計画」の協議と併せて、8月実施の団体ヒアリングの報告も行いました。

また、11月30日の第3回整備検討委員会では、「施設運営計画」

や「収支計画」、「開館準備業務」などの協議を行い、全8章からなる計画素案の全体像が固まりました。12月中旬から1月中旬にかけては計画素案のパブリックコメント、12月28日には市民説明会も予定しており、より幅広い市民の意見が反映された計画となるよう努めてまいります。

【市民スポーツセンター改修工事】

次に、市民スポーツセンター改修工事についてです。

市民スポーツセンターは、市民スポーツの拠点として、多様なスポーツ活動や健康づくりの場として多くの方々に利用されてきましたが、施設の経年劣化等によりアリーナをはじめ卓球場及び武道場の床面の状態が悪く、本年9月より各フロアの全面改修を行っています。

工事も順調に進んでおり、来年1月中旬には、すべてのフロアにおいて一般利用が再開できる見通しとなっています。工事の完成により、安全で安心な施設の利用が可能となり、スポーツ活動をはじめ各種大会等の開催のほか、市民の健康増進にも寄与する施設として、また地震等発生時の避難施設としても活用が期待されます。

さらにスポーツ合宿の誘致にも弾みとなりますので、今後、施設改修効果を様々な分野に活かすことができるよう取り組んでまいります。

以上で、来年度の予算編成方針及び主な取り組みについての報告を終わります。